

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第11回）会合

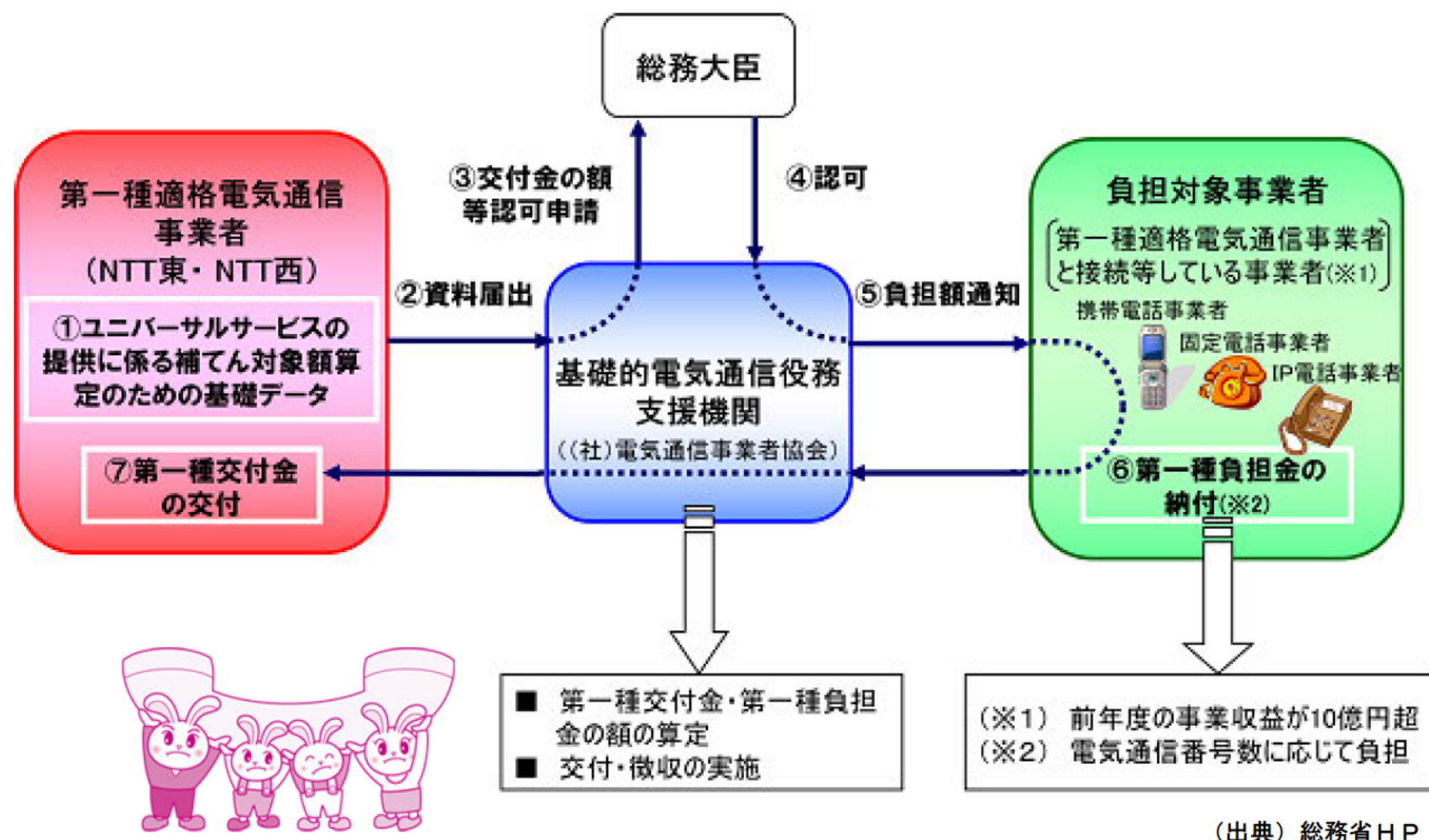
基礎的電気通信役務支援機関における電話ユニバーサルサービスの支援業務の年間スケジュール及び負担金徴収・交付金交付の業務フロー等について（ご説明資料）

令和6年9月6日

TCA 一般社団法人 電気通信事業者協会



■ 電話のユニバーサルサービス制度の概要



■ 第一号基礎的電気通信役務(電話ユニバ)に係る支援業務の年間スケジュール(4月～9月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第一種適格電気通信事業者				財務諸表・第一号基礎的電気通信役務収支表等の総務大臣提出 ※毎事業年度経過後五月以内 (施行規則40条の5)		
総務省						情報通信行政・郵政行政審議会諮問 (第一種交付金及び負担金の額等の認可)
基礎的電気通信役務支援機関 (電気通信事業者協会 TCA)	事業報告書、 収支決算書の作成	収支計算書の外部監査 ↓ TCA監事監査 ↓ TCA運営委員会審議 ↓ TCA理事会審議 ↓ TCA総会審議 ↓ 事業報告書及び収支決算書の提出 ※事業年度の終了後三月以内 (法116条による80条準用)				交付金額等の算定 ↓ 外部確認監査 ↓ 対象事業者説明会 諮問委員会審議・答申 ↓ 第一種交付金の額及び 交付方法の認可の申請 (法109条・算定規則4条) 第一種負担金の額及び 徴収方法の認可申請等 (法110条・算定規則28条) ※年度経過後六月以内 番号単価の算定、総務省・事業者 へ通知、公表(事務所掲示、HP 掲載) ※9月算定後速やかに (番号告示2・5条・算定規則27条3) 報道発表
算定対象事業者 (接続電気通信事業者等)				収益の額の支援機関への提出 ※年度経過後5月以内 (算定規則23～25条)	収益の額の 提出依頼	

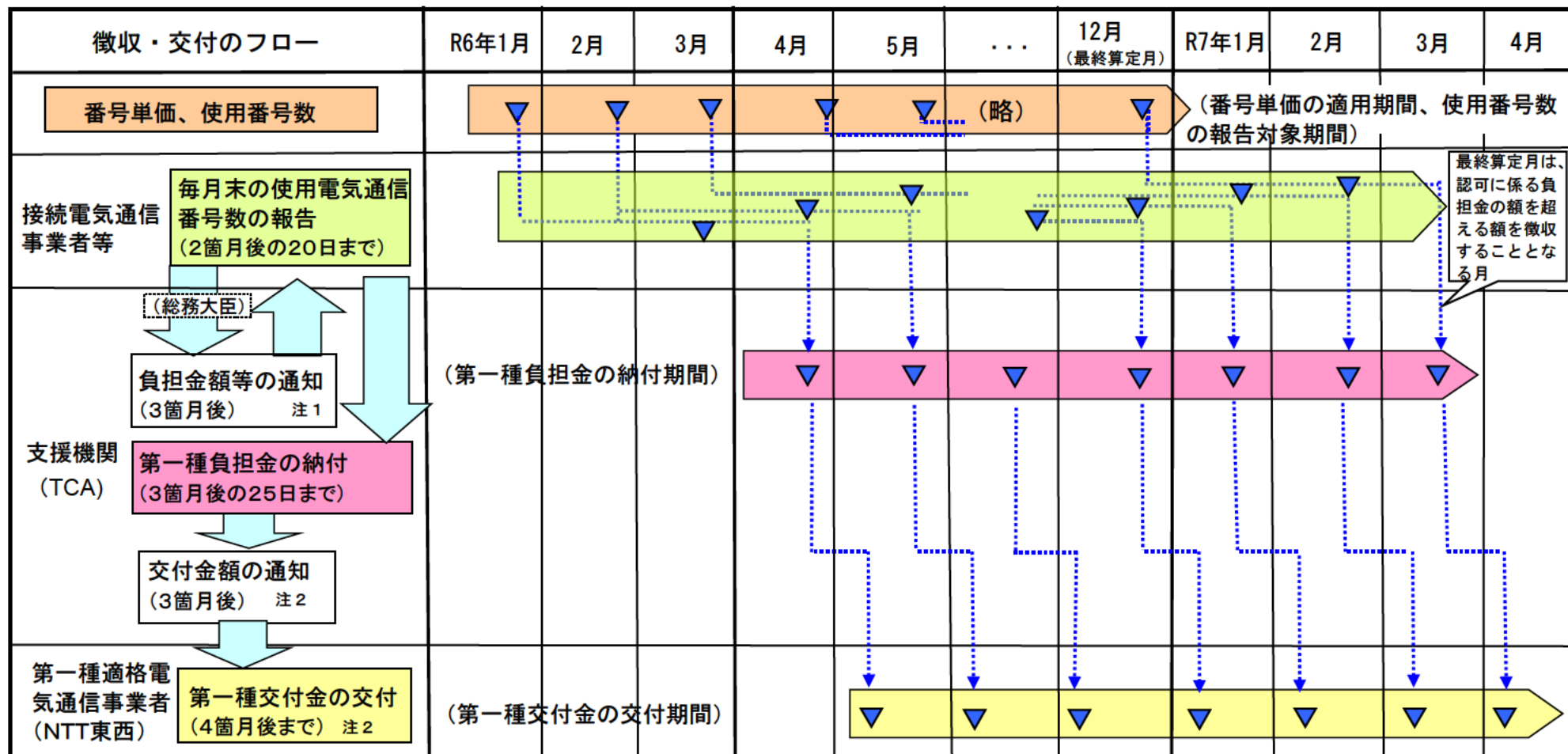
根拠規定は、上記の他、基礎的電気通信役務支援業務規程及び毎年の交付金及び負担金の認可による

■ 第一号基礎的電気通信役務(電話ユニバ)に係る支援業務の年間スケジュール(10月～4月)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第一種適格電気通信事業者							
総務省		情報通信行政・郵政行政審議会答申 ↓ 第一種交付金及び負担金の額等の認可				事業計画及び 収支予算の認可	
基礎的電気通信役務支援機関 (電気通信事業者協会 TCA)		第一種交付金の額の公表(事務所備置き・HP掲載) ※認可後速やかに公表 (法109条3・施行規則40条の8) 報道発表		<新番号単価適用> 事業計画案、収支予算案の作成 ↓ 諮問委員会審議 ↓ TCA運営委員会審議・答申 ↓ TCA理事会審議 ↓ 事業計画及び収支予算の認可申請 ※事業年度の開始前に認可 (法116条による80条準用)			修正番号単価の算定 ↓ 諮問委員会審議・答申 ↓ 修正番号単価の算定、総務省・事業者へ通知、公表(事務所掲示、HP掲載) ※4月算定後速やかに (番号告示3・5条・算定規則27条3)
接続電気通信事業者等		第一種負担金の額・納付期限及び納付方法の通知 (法110条3)		<周知広報> 新聞(全国紙5紙)の朝刊掲載(各紙1日)			<周知広報> 47ニュース加盟社のWEBに掲載(1月間)

■ 毎月の第一種負担金徴収・第一種交付金交付の業務フロー

- ・番号単価の適用期間は、原則1月から12月まで(前年度及び当年度の最終算定月により開始月及び最終月が変動する。)。また、修正番号単価の適用は、7月から12月まで(当初の番号単価の適用は6月まで)。
(算定規則27条1、番号告示2・3条)
- ・接続電気通信事業者等は、1月以降毎月末の使用番号数を2箇月後の20日までに総務省に報告し、総務省は支援機関に通知する。
(報告規則9条、算定規則27条4)
- ・支援機関は、通知された番号数に基づき第一種負担金の額を算定し、番号数報告の翌月に接続電気通信事業者等に負担金額、納付期限(当月25日)、納付方法を通知する。(算定規則27条1、認可) 接続電気通信事業者等は通知された負担金を納付期限までに納付する。(法110条4)
- ・支援機関は、第一種交付金の額を算定し、納付があった月に第一種適格電気通信事業者に交付金額を通知し、翌月までに交付金を交付する。
(算定規則5条1、認可)



注1 事業者向け説明では当月初旬としているが、実務上、1日には受領できるよう前月中に郵送(書留)

注2 実務上、3箇月後の下旬には交付通知を発出し、同月末にNTT東西の交付金口座に払い出し

(参考)

○第一種交付金額(年間予定額)＝第一種適格電気通信事業者の補てん対象額－算定自己負担額

○番号単価＝(補てん対象額＋支援業務費－予測前年度過不足額)÷
1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計

○第一種負担金額＝番号単価×毎月末番号数

○第一種交付金額(各月交付額)＝第一種負担金額－支援業務費